

愛知県介護サービス確保対策事業費補助金 よくある質問

1. 申請方法等

令和6年度本事業において、令和4年、令和6年に生じたかかりまし費用も申請が可能か。	令和4年度 に生じたかかりまし経費及び、 令和6年度 に生じたかかりまし経費は対象外です。 今回は、令和5年度に生じたかかりまし経費で、令和5年度【第2期】までに申請がされていない経費が対象です。
令和5年【第2期】の交付申請以降に再度感染者が発生し、令和5年度中に補助対象となる費用が生じた場合、補助上限額に達していなければ今回の申請は可能か。	お見込みのとおりです。 今回の申請は、各事業所1回のみご提出下さい。
期間の異なる複数回の感染等の申請をする場合、それぞれの期間に分けて申請する必要があるか。まとめて申請することは可能か。	まとめた申請で差し支えありません。 ただし、まとめて申請する場合、それぞれの経費が令和5年度の、どの感染期間で発生したのかを書類上明確にした上で、申請をしてください。
申請期限について、感染者発生又は衛生用品等購入から一ヶ月後等、定められているか。	令和5年度中に生じたかかりまし増し経費であって、令和5年度（第2期）（R5.11.1～R5.12.28）までに申請できなかったものについては、補助対象となる事案に生じた時期（ただし、生じた時期は令和5年度中に限る）に関わらず、今回申請することが可能です。なお、令和5年度中に生じたかかりまし増し経費の受付は、今回が最後となりますので、令和6年6月17日（月）17：00までに、郵送にて必着するよう必要書類を提出してください。（ただし、政令・中核市に所在する事業所・施設については、該当政令・中核市が別に定める受付期間とする。）

2. 対象経費

○緊急雇用にかかる費用・職業紹介料

事業所内で陽性者が発生したが、いつまでに発注・完了した経費が対象となるか。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、原則として、事業所・施設内の職員・利用者等の陽性が判明した（または発症により対応を開始した）日から、当該罹患者の療養期間の最終日が終了した日までの期間に発注（購入）かつ完了（納付等）したものが対象です。
人材募集の広告費用は対象か。	職員の感染等による人材不足に伴う緊急雇用に係る費用であれば対象です。 疑義のある場合、実際に作成した広告を提出いただき、内容を確認させていただきます。
施設において新型コロナウイルス感染者が発生し、業務量の増加が見込まれることから労働者派遣会社に対し労働者派遣を申し込んだが、当該感染の終息後に労働を開始することとなった。 この場合、本補助金の対象となるか。	対象外です。 本補助金は、新型コロナウイルス感染症発生による、一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。感染症の終息後に労働を開始した場合、感染症発生に伴う業務量の増加等に対応したものではないため、本補助金の対象外となります。
施設において新型コロナウイルス感染者が発生し、業務量の増加が見込まれることから労働者派遣会社に対し労働者派遣を申し込んだが、当該感染が終息する日を超えて労働派遣契約を結ぶこととなった。 この場合、どの範囲まで本補助金の対象となるか。	本補助金は、新型コロナウイルス感染症発生による、一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。そのため、当該業務量の増加等がある期間の労働の対価が本補助金の原則的な対象です。 しかし、業者の都合、派遣労働者の都合等で、依頼しうる最短の派遣期間であっても、施設における新型コロナウイルス感染症が終息した日を超えて労働させざるを得ない場合には、当該最短の期間の労働の対価を補助対象とします。 もっとも、本補助金が新型コロナウイルス感染症発生による一時的な業務増加等に対応するための経費を対象としている以上、長期間、雇用する予定で労働者派遣契約を結ぶ場合は、対象外となります。 ※日割計算が可能な場合、日割計算後の額での申請をしてください。（例）雇用契約書等において、時給や日給での支払いが定められている場合、感染者等の発生による業務量の増加等があった期間における勤務分のみ計上。
施設において新型コロナウイルス感染者が発生したために、施設の感染対策を見直した結果、感染終息後の業務が感染前の業務の量よりも増大した。 この増大した業務に従事させるため、新たに雇いいれる職員の労働の対価、職業紹介料は本補助金の対象となるか。	対象外です。 本補助金は、新型コロナウイルス感染症発生による一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。 介護事業者は、平時から感染防止等のため必要な衛生管理を行わなくてはならないため、コロナ患者が発生していない期間における感染対策等は、「かかりまし費用」に該当せず、本補助金の対象外です。
施設内で新型コロナウイルス感染者が確認された際、感染期間中に人材紹介、人材派遣、求人広告の発注をするも、すぐに人材を採用できない。そのため、感染が発生している期間に欠員を補充する事は現実的に困難である。 当該感染終息後、感染が発生していない期間における採用活動にかかる費用は、本補助金の対象となるか。 （人材紹介手数料、派遣料、求人広告費等）	対象外です。 本補助金は、新型コロナウイルス感染症発生による一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としており、入所者（利用者）や職員に新型コロナウイルス感染者が発生していない期間における採用活動は本補助金の対象外です。
職業紹介料とは、どのようなものが対象か。	契約書や請求書等において、役務の内容、契約金額（紹介手数料）やその計算方法、契約期間が確認できるものを対象とします。 疑義のある場合、契約書等を提出いただき、内容を確認させていただきます。

○割増賃金・手当について

割増賃金・手当とは、どのようなものが対象か。	感染者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として法人が支払う職員の割増賃金や手当が補助対象となります。よって、追加的業務に従事していない職員に対して支払った金額は対象になりません。 ※全職員に対して一律に支払った慰労金は対象になりません。 また、 <u>どのような条件で割増賃金・手当を支払ったのか、給与規定等で定められているものを対象</u> とします。疑義のある場合、給与規定等を提出いただき、内容を確認させていただきます。
自施設の職員だけでは勤務が回らず、法人内の別施設の職員が勤務時間外に自施設で勤務をした場合、その超過勤務手当は補助対象となるか。	補助対象となります。 この場合、職員を派遣した施設が、感染者発生事業所に職員派遣をする「連携支援」として申請をしてください。
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」に補助上限等が設けられたが、この「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」とは何を指すか。	いわゆる 危険手当 を指します。 このため、時間外手当については、従前のとおり、かかった実費分が補助対象となります。
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、 9月の勤務に係る危険手当 を10月に支給した場合、補助上限の対象となるのか。	上限設定については、令和5年10月1日以降に支給されたものが対象となっておりますが、10月に支給された手当であっても、 9月以前の労務に対して支払われていることが明確に判断できる場合 には、上限設定の対象から除き、実費分を補助します。（この場合、9月の勤務に対する支給であることを示す書類の提出が必要です）
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、1月あたりの限度額が設けられているが、月をまたいで勤務した場合の限度額はどのように考えるか。	月をまたぐ場合、対応した期間に属する月数に2万円を乗じた金額が限度額になります。 例：10/15～11/10まで対応した場合、4万円（2万円×2ヵ月）が限度額
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、 日額 による支給の場合には1日あたり4千円の補助上限があるが、 月額 又は 時給 による支給の場合には1日あたりの補助上限はあるのか。	月額や時給による支給の場合は、1日あたりの補助上限は設けず、1月2万円の範囲内で補助対象となります。

○損害賠償保険の加入費用

損害賠償保険の加入費用とは何か。	感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
------------------	---

○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用とは、どのような経費が対象となるか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する 消毒、清掃費用 に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するもの（予防するもの）は補助対象外となります。 <例> 清掃業務の委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な使い捨ての用品の購入費用 ※要因解消以降にも使用できるもの、陽性者等が直接触れていない場所の清掃は対象外です。（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱、エアコンフィルターの清掃費など）
介護サービス事業所・施設等の消毒を委託した場合、どのような消毒方法でも対象となるのか。	「 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ 」において新型コロナウイルスに対して有効と示されている 消毒方法を対象 とします。（空間噴霧は有効性や安全性が確認できていないため、対象外とします。） なお、この取り扱いは、令和5年4月1日以降の契約・発注から適用します。 「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」

○感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

あらかじめ購入しておいた衛生用品にかかる経費は対象か。	対象外です。
法人の在庫で十分に対応でき、その後も不足がない場合は対象外か。	感染者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。
「衛生用品」とはどのようなものか。	その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品です。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。
補助対象外である衛生用品や清掃用品は、どのようなものがあるか。	対象外となる経費には、『おしりふき、おむつ、酒精綿、トイレットペーパー、キッチンペーパー、うがい薬、冷却枕（氷枕）、冷却シート、食器洗剤（次亜塩素酸ナトリウムは可）、薬、酸素ボンベ、ゴミ箱、清掃用ワイパーの本体、簡易トイレ、間仕切り、ゾーニングに使用したカーテン、ゾーニングに使用した養生テープ、使い捨てではないタオル、使い捨てではない雑巾、廃棄物を処理するためのガムテープ』等があります。

○一定の要件に該当する自費検査費用

あらかじめ購入しておいたPCR検査キットや抗原検査キットにより検査を行った場合、検査キットの購入経費は対象となるか。	あらかじめ購入しておいたPCR検査キットや抗原検査キットは、対象外です。 国実施要綱別添1の要件を満たした後に購入した検査キットが対象となります。 購入した検査キットの契約書や納品書（請求書）など購入日・金額が分かるもの、検査キットを使用した日・個数・理由、検査結果が分かるものを保管・作成するようにしてください（疑義がある場合は提出いただきます）。
--	---

○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用

令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用の申請について、事前に提出するとされている「調査票」を提出していなかった。申請時に提出することで問題ないか。	補助対象外となります。調査票を事前に提出し、すべての要件を満たしていた施設のみ対象となります。 なお、「調査票」とは、令和5年4月以降に実施した、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年3月17日付け厚生労働省事務連絡）」に基づく調査において提出いただいたものを指します。
令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用の申請について、「調査票」を事前に提出したが、すべての要件を満たしていないと回答した。回答後、補助申請をするまでの間に、すべての要件を満たした場合、補助の対象となるか。	対象外です。調査回答時点ですべての要件を満たしていた施設のみ対象となります。
令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用の申請について、「調査票」を事前に提出し、すべての要件を満たしていると回答した。この場合、必ず補助対象となると考えてよいか。	補助申請に伴い、回答内容の疑義照会をする場合があります。確認の結果、要件を満たしていなかったことが判明した場合は、補助対象外となります。
令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用の申請について、令和5年4月の調査時では全ての要件を満たしていなかったが、令和5年10月に再調査があり、全ての要件を満たしていると回答した。この場合は補助対象となると考えて良いか。	令和5年10月の再調査にて、調査票の間①-1～②-4については、「○」が付されており、かつ実施年月日が令和5年5月7日以前となっているもの、並びに間③-1～③-4については、「○」又は「△」が付されていて、かつ実施年月日が令和6年3月31日までとなっているものに限り補助対象です。
施設内療養を行った期間の数え方について、 ①感染対策等要件を満たした上で施設内療養を行ったが、施設内療養を開始した日を1日目としてカウントして良いか。 ②施設内療養を行っていたが、途中で入院することとなった場合、入院日は1日目としてカウントして良いか。	①②ともに差し支えありません。
令和5年10月1日以降の補助額が、1日1万円→1日5千円へと変更されたが、施設内療養期間が9月と10月にまたがる場合、補助額はどのようになるか。	令和5年9月30日までは1日1万円、令和5年10月1日からは1日5千円と、9月中に施設内療養を開始した場合でも10月1日以降は1日5千円に切り替わります。なお、申請様式へ施設内療養期間等を入力することで、補助額は自動計算されます。（追加補助額も同じ扱いです）。

施設内療養に関する書類は提出が必要か。	<令和5年4月1日から令和5年5月7日までについて> 退院基準は、有症状の方は最短10日（※）ですので、その日数を超えて申請をする場合、施設内療養の内容（施設内療養者の症状等、医師の指示、保健所の指示）がわかる資料を提出いただく場合があります。県から求めがあった場合に提出できるよう、保管しておいてください。 ※有症状の方は「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」となっています（厚生労働省資料参照）。 <令和5年5月8日以降について> 令和5年5月7日までと同様に、有症状の方で10日を超える日数を申請する場合、施設内療養の内容（施設内療養者の症状等、医師の指示、保健所の指示）がわかる資料を提出いただく場合があります。県から求めがあった場合に提出できるよう、保管しておいてください。 【注】令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用に関しては、「調査票」を事前に提出し、すべての要件を満たしていた事業所のみ補助対象となります。また、補助申請に伴い、調査票に記載する内容を証明する資料を提出いただく場合があります。県から求めがあった場合に提出できるよう、保管しておいてください。 （厚生労働省資料）
---------------------	---

3. その他

基準単価（補助上限額）について、令和5年度に感染者が発生したため、基準単価まで補助金を受け取ったが、補助金交付後再度令和5年度においても感染者が発生した。この場合は、補助を受けられないのか。	令和5年度経費として基準単価まで申請可能です。 基準単価とは、年度毎に申請可能な単価であり、申請毎の単価ではありません。 令和5年度の経費として基準単価までの交付をうけている場合、今回の申請は不可となります。
年度をまたいだ感染について、令和4年度末にクラスターが生じて年度をまたいでかかりまし費用が生じた場合、令和5年度末にクラスターが生じて年度をまたいでかかり増し費用が生じた場合の申請はどのように行うのか。	今回の申請は、令和5年度に生じたかかりまし経費のみが対象です。 このため、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生じた費用について申請をお願いします。
申請分について、交付が確認できません。	交付前に「愛知県介護サービス確保対策事業費補助金の振込のお知らせ」を郵送します。 申請いただいた金融機関口座へお振込いたしますので、上記お知らせに記載されている「入金日」以降にご確認ください。 なお、本事業の交付決定通知は、口座への入金をもって行うため、交付決定通知書の郵送はありませんのでご承知おきください。